後期高齢者医療制度のお知らせ

特別徴収（年金からの天引き）の方の仮徴収について

■特別徴収（年金からの天引き）の方の仮徴収

保険料を年金から天引きする「特別徴収」は、年に6回、偶数月に保険料を納めていただきます。ただし、保険料は前年度の所得をもとに決定されるため、前年度所得が確定する6月以降でなければ保険料も決まりません。そのため、保険料が決まる前の4・6・8月に納めていただく分については、過去の保険料をもとに計算した額を、仮の保険料として納めていただくことになります。これが仮徴収です。

４月から新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方	◆４月初めに仮徴収額決定通知書を発送します。なお、４・６・８月の各保険料額は、前年中の所得を保険料額の計算　に反映できないため、原則的に前年度の年間保険料額（１年間後期高齢者医療制度に加入していた場合の保険料額）　の６分の１の額となります。
前年度から引き続き特別徴収の方	◆４・６・８月分の特別徴収額 原則として２月の年金から天引きされた額と同額を天引きさせていただきます。（ただし、天引きする年6回の保険料を平均的にするための調整をすることがあります）
	◆10・12・2月の特別徴収額 ７月に前年度の所得が確定し、１年間の保険料が決定した後、決定した保険料額と4・6・8月に納めていただいた仮徴収額との差額を、10・12・2月の年金から3回に分けて天引きさせていただきます。（7月中旬に通知します）
	※特別徴収（年金天引き）の方でも、「申し出」により、保険料の納付方法を口座振替へ変更することができます。

■仮徴収額決定通知書の送付について

毎年４月初めに仮徴収の対象となる方全員に、「後期高齢者医療仮徴収額決定（変更）通知書」を送付していましたが、平成25年度分からは、「４月から新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方」及び「４・６・８月分の天引きする保険料に変更がある方」にのみ通知することとし、**「２月に天引きした保険料と変更がない方」への通知はしません**のでご了承ください。

●問い合わせ
北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南２条西14丁目
☎011-290-5601

本庁　町民児童課高齢者医療係　☎0137-84-5111
瀬棚総合支所　地域町民課国保高齢者医療係　☎0137-87-3311
大成総合支所　地域町民課国保高齢者医療係　☎01398-4-5511

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験の募集を行います。

●総合職試験
（院卒者・大卒程度）
インターネット申込期間
４月1日㈪～４月8日㈪
●一般職試験
（大卒程度）
インターネット申込期間
４月9日㈫～４月18日㈭
●一般職試験（高卒者）
インターネット申込期間
6月24日㈪～7月3日㈬

❖申込専用アドレス
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

❖問い合わせ先
人事院北海道事務局
第二課試験係
☎011・241・1248

北海道警察官を募集します！

北海道警察では平成25年度警察官採用試験を実施します。

第1回試験の一次試験は５月12日㈰です。受験案内・願書は3月1日㈮から配布します。

●受付期間／４月１日㈪～４月17日㈬　（電子申請は4月12日㈮まで）
●一次試験／５月12日㈰
●採用予定人員・受験資格

男性A（160名）	学校教育法における大学（短期大学を除く）等を卒業した者（平成26年3月卒業見込者を含む） ※高度専門士の称号を取得又は平成26年3月末日までに取得見込みの者を含む。	昭和56年4月2日 ～ 平成8年4月1日までに生まれた方
女性A　（35名）		
男性B　（55名）	A区分以外の者（学校教育法による高等学校に在学中の者を除く）	
女性B　（10名）		

詳しい内容については、せたな警察署又は駐在所までお問い合せください。
せたな警察署　☎0137-84-6110

津波警報の発表方法や表現方法が変わります！

３月７日から、津波警報・注意報の発表方法や、予想される津波の高さおよび津波観測に関する情報の表現方法が新しくなります。また津波が沿岸に到達する前に沖合の津波の状況や、沿岸に到達する時刻および高さの推定値をいち早くお伝えします。

津波警報を見聞きしたら、直ちに安全な場所へ避難をお願いします。

詳しくは、札幌管区気象台ホームページ（http://www.jma-net.go.jp/sapporo/）をご覧ください。

■お問い合わせ先：函館海洋気象台　業務課　☎0138・46・2211

法テラス八雲通信 No.8

法テラス
八雲法律事務所
弁護士 森田了導

「相続放棄とは」

▽配偶者や親が亡くなったとき、亡くなった方の財産は相続人が引き継ぐことになります。これを「相続」と言います。

▽一般には相続というと、土地・建物などの不動産や預貯金のことを思い浮かべることが多いのですが、このような「プラスの財産」だけではなく、「マイナスの財産」、つまり借金なども相続の対象になります。

▽では、亡くなった方に借金があった場合、相続人はどうすればよいのでしょうか。「プラスの財産」が十分あるのなら、プラス・マイナスの両方の財産を相続してもよいでしょう。

▽他方、明らかに「マイナスの財産」が多い場合には、家庭裁判所で「相続放棄」の手続きをして、相続をしないようにすることが有効です。ただし「相続放棄」をした人は、プラス・マイナス両方の財産を相続しないことになりますから相続放棄をするかどうかは慎重に判断しなければなりません。

▽また「相続放棄」ができるのは、原則として相続人が相続開始があったことを知った時から3か月以内とされています。この期間は期間内に所定の手続きをとることで延長することもできますが、すみやかに対応しなければならないことに変わりはありません。

▽相続放棄は、比較的シンプルな手続きですから、専門家の力を借りずに自分自身で対応することも不可能ではありません。しかし、その前に一度、弁護士等の意見を聴いてみたいとお考えになった場合には、当事務所でもご相談を受付けていますので、**「法テラス八雲法律事務所（0503・3383・8366）」**までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また、**「法テラス江差法律事務所（0503・3383・5563）」**でも、ご相談を受付けていますのであわせてご利用ください。